

国 土 建 第 8 9 号
令 和 元 年 7 月 4 日

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

6月下旬からの大雨による災害応急対策への協力について（要請）

このたび、6月下旬からの大雨の影響により、九州地方南部をはじめとした各地域において、様々な被害が発生しております。

国土交通省においては、非常体制のもと災害対策本部を設置し、災害応急活動に総力を挙げて取り組んでいるところですが、災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や労働力の確保など、建設業界等の全面的な協力が不可欠であります。

つきましては、貴団体におかれましては、地方公共団体等と緊密な連携を図りながら、可能な限り被災地域の応急対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

